

青森市国際交流員の取扱いについて 【概要版】

○身分

国際交流員は地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる一般職の地方公務員（非常勤職員のうちパートタイム会計年度任用職員）です。

○任用期間

任用期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日（予定）までです。

※国際交流員としての能力や勤務成績等が優秀と認められる場合、再度 1 年間の任用が可能となり、最高 2 回までの再任用が可能となります。ただし、勤務実績、経験・能力を考慮の上、特に優れた者については最高 4 回までの再任用を可能とします。

○待遇

(1) 給与

報酬（月額）335,000 円

※初年度については月額 33 万 5 千円、再任用された場合の 2 年目については月額 34 万 5 千円、3 年目については月額 35 万 5 千円とします。また、特に優れた者として 2 回を超えて再任用を行った場合、4 年目及び 5 年目は月額 36 万円となります。

※社会保険料、雇用保険料、所得税及び住民税が賦課される場合には、当該報酬の月額から国際交流員が負担することとなります。

(2) 手当

期末手当、勤勉手当、退職手当等の支給はありません。

(3) 勤務条件

- ・勤務時間 月曜日～木曜日 8：30～17：00（休憩時間 12：00～12：45）
金曜日 8：30～13：15（休憩時間 12：00～12：45）
※週 35 時間勤務

- ・休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- ・休暇 年次有給休暇（20 日）、特別休暇等

(4) 福利厚生

- ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
- ・条例に基づく公務災害補償制度

(5) 住居

- ・住居の借上げに伴う経費については、市が敷金相当額、仲介手数料及び賃借料の一部（月額 3 万 5 千円が限度）を負担します。賃借料が月額 3 万 5 千円を超える場合は、国際交流員が相当分の金額を負担します。
- ・入居若しくは退居の際のルームクリーニング代は国際交流員が負担します。

※その他諸条件の詳細については、「青森市国際交流員の取扱い」を参照してください。